



平成 27 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ロイヤルホテル
代 表 者 代表取締役社長 川崎 亨
(コード番号 9 7 1 3 東証第 2 部)
問い合わせ先 総務部長 眞田 政典
(TEL. 0 6 - 6 4 4 8 - 1 1 2 1)

当社の子会社における賃料減額確認請求訴訟に関するお知らせ

当社の子会社は、係争中の標題訴訟について、このたび東京地方裁判所より判決を受け、本日、当該判決に対し控訴することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

本件は、平成 22 年 8 月 10 日付で、当社の子会社である株式会社アール・ピー・ビルディングが賃借している「リーガロイヤルホテル東京」に関し、賃貸人である住友信託銀行株式会社（現・三井住友信託銀行株式会社）に対して、平成 21 年 3 月分以降の賃借料につき借地借家法第 32 条に基づく賃料減額確認請求訴訟を提起したものです。

本訴訟に関し、平成 27 年 1 月 26 日付で、東京地方裁判所より、当社の子会社の請求を棄却し、14 億 7,884 万 4,138 円及び内金 11 億 2,677 万 4,656 円に対する遅延損害金を支払え等の判決が言い渡されました。

当社および当社の子会社としては、当該判決の内容及びその理由について、受け入れられるものではないため、本日、当該判決に対し控訴することを決定いたしました。同子会社は、平成 27 年 2 月 9 日までに東京高等裁判所に控訴を申し立てる予定です。

なお、本件に関して業績に与える影響については現在精査中であり、確定次第速やかにお知らせいたします。

以上